

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休息日  
がとる  
日の翌  
日の翌  
の翌)

## 目 次

◇告 示 環境美化促進地区の指定(廃棄物対策課)  
環境美化促進地区の指定の一部改正(シ)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百五十一号

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成九年六月鳥取県条例第十五号)第十条第一項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部廃棄物対策課、各保健所及び保健所支所並びに係市区役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十一年十一月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 一 指定する地区

地区名	市町村	地区の区域
倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	1 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉町線 3 県道倉吉福本線の次の区間(北側歩道に限る) 起点 市道仲ノ町明治町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治町線 4 倉吉市仲ノ町及び東仲町の各一部(つつじ公園及びポケットパーク周辺の区域)
境港市水木しげるロード地区	境港市	1 市道境港駅岬町線の次の区間 起点 県道境港停車場線 終点 境港市本町二九一二地先 2 県道境港停車場線の全線 3 境港市大正町の一部(境港駅前広場の区域)
国府町万葉の里地区	国府町	1 岩美郡国府町大字町屋の一部(国府町因幡万葉歴史館、国府町食文化体験施設万葉の館及び史跡公園周辺の区域) 2 袋川左岸堤防の次の区間(国府町桜つつみ公園及び国府町水辺の楽校の区域を含む) 起点 国府中央橋 終点 国府橋 3 町道町屋十号線の次の区間 起点 岩美郡国府町大字町屋字中石倉一四



<p>のふる里公園潮風の丘 とまり地区</p>		<p>2 グラウンドゴルフのふる里公園の区域) 村道甲亀山線の次の区間 起点 東伯郡泊村大字石脇一二九六一一 地先 終点 東伯郡泊村大字泊一五七三十七地先</p>
<p>三朝町三徳山周辺地区</p>	<p>三朝町</p>	<p>1 県道鳥取鹿野倉吉線の次の区間 起点 東伯郡三朝町大字三徳字美徳谷九〇 〇一一 終点 東伯郡三朝町大字三徳字美徳一〇三 四 2 1に接する駐車場</p>
<p>三朝町小鹿溪周辺地区</p>	<p>三朝町</p>	<p>1 県道三朝中線の次の区間 起点 小鹿川の雄淵の入口 終点 東伯郡三朝町大字神倉字河原畑九七 六一五 2 1に接する駐車場 3 小鹿川の雄淵から下流五百メートルの区間</p>
<p>三朝町三朝温泉地区</p>	<p>三朝町</p>	<p>1 県道鳥取鹿野倉吉線の次の区間 起点 町道市ヶ坪線 終点 町道恋谷線 2 町道下河原荒尾線の次の区間 起点 東伯郡三朝町大字三朝字下河原三〇 九一三地先 終点 町道恋谷線 3 町道恋谷南苑寺線の次の区間 起点 町道恋谷線</p>

  

<p>北条町北条海浜広場地</p>	<p>北条町</p>	<p>11 三徳川緑地の区域 10 三徳川の恋谷橋からかじか橋までの区域 9 東伯郡三朝町大字三朝の一部(キューリー広場の区域) 8 町道堂小路線、町道三朝村通線、町道三朝神社線及び町道川岸線の全線 7 町道株湯線の次の区間 起点 県道鳥取鹿野倉吉線 終点 町道恋谷線 6 町道恋谷線の次の区間 起点 県道鳥取鹿野倉吉線 終点 町道下河原荒尾線 5 町道三朝砂原線の次の区間 起点 県道鳥取鹿野倉吉線 終点 町道恋谷線 4 町道三朝横手線の次の区間 起点 県道鳥取鹿野倉吉線 終点 かじか橋 2 町道小泉線の次の区間 起点 御崎原橋 終点 東伯郡関金町大字小泉字屋敷通二四 六地先</p>
<p>関金町せきがね遊YU U村地区</p>	<p>関金町</p>	<p>1 東伯郡関金町大字小泉の一部(清流遊YOU村の区域) 2 町道小泉線の次の区間 起点 御崎原橋 終点 東伯郡関金町大字小泉字屋敷通二四 六地先</p>

区	大栄町お台場公園地区	大栄町	条海浜広場周辺の区域) 1 東伯郡大栄町大字由良宿の一部(国史跡鳥取藩台場跡由良台場跡、大栄町立お台場公園、大栄町歴史文化学習館及び駐車場の区域) 2 町道砂丘畑縦貫線の次の区間 起点 東伯郡大栄町大字由良宿一四五八一 四五地先 終点 東伯郡大栄町大字由良宿一四五八一 一〇地先
東伯町逢東港地区	東伯町	東伯郡東伯町大字逢東の一部(御幸川河口から西側六百メートルの地点までの逢東海岸及び東伯町立逢東海岸ふれあい広場の区域) 東伯郡赤碕町大字赤碕の一部(ふるさと海岸、菊港先東突堤及び駐車場の区域)	
赤碕町ふるさと海岸地区	赤碕町	赤碕町 東伯郡赤碕町大字山川の一部(さわやか広場、さくらの園、野鳥の森及び散策の森周辺の区域)	
赤碕町船上山地区	赤碕町	赤碕町 1 県道溝口伯太線の次の区間 起点 溝口町との境界 終点 西伯郡会見町朝金七五〇一五	
会見町鶴田(フラワーパーク周辺)地区	会見町	会見町 2 町道諸木鶴田線の次の区間 起点 西伯郡会見町鶴田七三四一一 終点 岸本町との境界 3 町道鶴田池野線の次の区間 起点 西伯郡会見町鶴田四二五一一 終点 溝口町との境界	
岸本町きしもと山の手	岸本町	岸本町 1 西伯郡岸本町大原の一部(岸本町総合スポー	
通りと総合スポーツ公園地区	大山町	大山町 2 県道名和岸本線の次の区間 起点 大山町との境界 終点 県道岸本江府線 3 県道岸本江府線の次の区間 起点 町道総合スポーツ公園一号线 終点 溝口町との境界 4 町道総合スポーツ公園一号线の全線	
淀江町今津・淀江海岸地区	淀江町	淀江町 1 西伯郡淀江町大字淀江の一部(宇田川河口から御大師川河口までの淀江海岸、淀江漁港臨港道路の北側の区域及び御台場公園) 2 西伯郡淀江町大字今津の一部(淀江漁港から妻木川河口の東側二百二十二メートルの地点までの今津海岸)	
大山町仁王堂公園地区 名和町地域休養施設「夕陽の丘神田」地区	大山町 名和町	大山町 1 西伯郡大山町宮内の一部(仁王堂公園の区域) 2 西伯郡名和町大字加茂の一部(名和町地域休養施設「夕陽の丘神田」の区域) 2 町道神田旧奈和線の次の区間 起点 県道豊房御来屋線 終点 町道神田上大山線 3 町道神田上大山線の次の区間 起点 町道神田旧奈和線 終点 西伯郡名和町大字加茂字手折二六九〇地先 4 町道神田渡道線の次の区間 起点 町道神田上大山線	

溝口町榎水高原地区	日野町滝山公園地区	日南町石霞溪地区	
溝口町	日野町	日南町	
<p>2 県道大山口停車場大山線の次の区間                  起点 岸本町との境界                  終点 県道倉吉江府溝口線</p> <p>1 日野郡溝口町岩立及び大内の各一部(榎水高原スキー場の区域)</p>	<p>1 県道上石見黒坂停車場線の次の区間の両側十メートルの区域                  起点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ五三                  七―四九地先                  終点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ四六                  四―一九地先</p> <p>2 滝山公園駐車場</p>	<p>1 県道生山停車場線の全線                  国道一八三号の次の区間                  起点 県道生山停車場線                  終点 県道新見日南線</p> <p>2 国道一八三号                  起点 国道一八三号                  終点 日野郡日南町下石見三〇七―一地先</p> <p>3 町道石霞溪線の全線</p>	<p>5 農道の次の区間                  起点 町道神田旧奈和線                  終点 西伯郡名和町大字加茂字手折二六八                  五―一地先</p> <p>終点 西伯郡名和町大字加茂字手折二五七                  六―一地先</p>
<p><b>鳥取県告示第七百五十二号</b>                  平成十年八月鳥取県告示第五百八十九号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十一年十一月三十日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>一の表中「羽合町ハワイ温泉地区」を「羽合町はわい温泉地区」に改める。</p>			<p>二 指定年月日                  平成十二年一月一日</p> <p>3 県道倉吉江府溝口線の次の区間                  起点 県道大山口停車場大山線                  終点 大山町との境界</p>